社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団定款

　　　　　　　　　　　　　　　　第１章　　総　　則

　(目的)

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第一種社会福祉事業

　(イ)　障害児入所施設の経営

　(ロ)　養護老人ホームの経営

　(ハ)　障害者支援施設の経営

(ニ)　特別養護老人ホームの経営

（２）第二種社会福祉事業

　(イ)　障害福祉サービス事業の経営

　(ロ)　青森県発達障害者支援センターの経営

　(ハ)　老人居宅介護等事業の経営

　(ニ)　一般相談支援事業の経営

　(ホ)　障害児通所支援事業の経営

（ヘ） 老人短期入所事業の経営

（ト） 特定相談支援事業の経営

（チ） 障害児相談支援事業の経営

（リ） 障害者就業・生活支援センター（生活支援等事業）の経営

　(名称)

第２条　この法人は、社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団という。

　(経営の原則)

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献するため、無料又は低額な料金で様々な福祉サービスを積極的に提供するものとする。

　(事務所の所在地)

第４条　この法人の事務所を青森県青森市中央三丁目20番30号に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員７名以上１０名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、職員２名及び外部委員３名の合計５名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し、外部委員の１名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第７条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第８条　評議員の報酬は、無報酬とする。

第３章　評議員会

（構成）

第９条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

２　評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

（権限）

第１０条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事の選任又は解任

（２）理事及び監事の報酬等の額

（３）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）の承認

（５）定款の変更

（６）残余財産の処分

（７）基本財産の処分

（８）社会福祉充実計画の承認

（９）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１１条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３ヶ月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第１２条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第１３条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

1. 監事の解任
2. 定款の変更
3. その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１５条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第１４条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名は、前項の議事録に記名押印する。

第４章　役員及び職員

　(役員の定数)

第１５条　この法人には、次の役員を置く。

（１）理事　６名以上９名以内

（２）監事　２名

２　理事のうち１名を理事長とするほか、理事長以外の理事のうち、２名を専務理事及び常務理事とすることができる。

３　前項の専務理事及び常務理事をもって社会福祉法第４５条の１６第２項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第１６条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第１７条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

３　理事長、専務理事及び常務理事は、毎会計年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第１８条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第１９条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　理事又は監事は、第１５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２０条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

1. 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
2. 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

　(役員の報酬等)

第２１条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（職員）

第２２条　この法人に、職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　理事会

（構成）

第２３条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

２　理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

（権限）

第２４条　理事会は、次の職務を行う。但し、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

1. この法人の業務執行の決定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

（招集）

第２５条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第２６条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第２７条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

　　　　　　　　　　　　　　第６章

　(資産の区分)

第２８条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の三種とする。

２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（１）青森県青森市大字浜館字間瀬85番1所在の養護老人ホーム安生園　敷地（12851.34平方ﾒｰﾄﾙ）

（２）青森県青森市大字浜館字間瀬85番7所在の養護老人ホーム安生園　敷地（80.58平方ﾒｰﾄﾙ）

（３）青森県青森市大字浜館字間瀬85番6所在の特別養護老人ホームすこやか苑　敷地(2976.22

平方ﾒｰﾄﾙ)

（４）青森県青森市大字横内字桜峰63番1所在の障害児入所施設八甲学園　敷地（27796.68平方ﾒｰﾄﾙ）

（５）青森県青森市大字横内字桜峰65番3所在の障害児入所施設八甲学園　敷地（631.40平方ﾒｰﾄﾙ）

（６）青森県青森市大字横内字桜峰122番162所在の障害児入所施設八甲学園　敷地（342.14平方ﾒｰﾄﾙ）

（７）青森県東津軽郡平内町大字小豆沢字茂浦沢38番所在の障害者総合福祉センターなつどまり　敷地（80228.36平方ﾒｰﾄﾙ）

（８）青森県東津軽郡平内町大字小豆沢字茂浦沢59番所在の障害者総合福祉センターなつどまり　敷地（2332.78平方ﾒｰﾄﾙ）

（９）青森県東津軽郡平内町大字小豆沢字茂浦沢60番1所在の障害者総合福祉センターなつどまり敷地（12158.05平方ﾒｰﾄﾙ）

（10）青森県東津軽郡平内町大字小豆沢字茂浦沢60番2所在の障害者総合福祉センターなつどまり敷地（12508.14平方ﾒｰﾄﾙ）

（11）青森県東津軽郡平内町大字小豆沢字茂浦沢68番1所在の障害者総合福祉センターなつどまり敷地（3223.10平方ﾒｰﾄﾙ）

（12）青森県東津軽郡平内町大字小豆沢字茂浦沢70番1所在の障害者総合福祉センターなつどまり敷地（7656.00平方ﾒｰﾄﾙ）

（13）青森県青森市緑三丁目3番16所在のライフサポートあおば　敷地(350.17平方ﾒｰﾄﾙ)

（14）青森県青森市緑三丁目3番23所在のライフサポートあおば　敷地(57.28平方ﾒｰﾄﾙ)

（15）青森県青森市大字浜館字間瀬85番1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根２階建養護老人ホーム安生園園舎　一棟（2955.78平方ﾒｰﾄﾙ）

（16）青森県青森市大字浜館字間瀬85番1所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建養護老人ホーム安生園機械室　一棟（80.50平方ﾒｰﾄﾙ）

（17）青森県青森市大字浜館字間瀬85番1所在のコンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建養護老人ホーム安生園焼却室　一棟（9.62平方ﾒｰﾄﾙ）

（18）青森県青森市大字浜館字間瀬85番6所在の鉄筋コンクリート造陸屋根２階建特別養護老人ホームすこやか苑園舎　一棟(1691.92平方ﾒｰﾄﾙ）

（19）青森県青森市大字横内字桜峰63番1所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺渡廊下付一部２階建障害児入所施設八甲学園園舎　一棟（3027.76平方ﾒｰﾄﾙ）

（20）青森県青森市大字横内字桜峰63番1所在のコンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建障害児入所施設八甲学園物置　一棟（41.00平方ﾒｰﾄﾙ）

（21）青森県青森市大字横内字桜峰63番1所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建障害児入所施設八甲学園車庫　一棟（81.00平方ﾒｰﾄﾙ）

（22）青森県青森市大字横内字桜峰63番1所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺２階建障害児入所施設八甲学園体育館　一棟（532.43平方ﾒｰﾄﾙ）

（23）青森県青森市大字横内字桜峰63番1所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建障害児入所施設八甲学園物置　一棟（90.52平方ﾒｰﾄﾙ）

（24）青森県東津軽郡平内町大字小豆沢字茂浦沢38番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根３階建障害者総合福祉センターなつどまり園舎　一棟（6705.45平方ﾒｰﾄﾙ）

（25）青森県東津軽郡平内町大字小豆沢字茂浦沢38番地、68番地1所在の鉄筋コンクリート・コンクリートブロック造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺渡廊下付２階建障害者総合福祉センターなつどまり園舎　一棟（2926.14平方ﾒｰﾄﾙ）

（26）青森県東津軽郡平内町大字小豆沢字茂浦沢38番地、68番地1所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺２階建障害者総合福祉センターなつどまり宿舎　一棟（220.84平方ﾒｰﾄﾙ）

（27）青森県東津軽郡平内町大字小豆沢字茂浦沢38番地、68番地1所在のコンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建障害者総合福祉センターなつどまり物置　一棟（19.44平方ﾒｰﾄﾙ）

（28）青森県東津軽郡平内町大字小豆沢字茂浦沢38番地、68番地1所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建障害者総合福祉センターなつどまり宿舎　一棟（62.21平方ﾒｰﾄﾙ）

（29）青森県東津軽郡平内町大字小豆沢字茂浦沢38番地、68番地1所在のコンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建障害者総合福祉センターなつどまり倉庫　一棟（9.18平方ﾒｰﾄﾙ）

（30）青森県東津軽郡平内町大字小豆沢字茂浦沢38番地、68番地1所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺２階建障害者総合福祉センターなつどまり宿舎　一棟（260.01平方ﾒｰﾄﾙ）

（31）青森県東津軽郡平内町大字小豆沢字茂浦沢38番地、68番地1所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建障害者総合福祉センターなつどまり機械室　一棟（143.91平方ﾒｰﾄﾙ）

（32）青森県東津軽郡平内町大字小豆沢字茂浦沢38番地、68番地1所在の鉄筋コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建障害者総合福祉センターなつどまり機械室　一棟（32.00平方ﾒｰﾄﾙ）

（33）青森県東津軽郡平内町大字小豆沢字茂浦沢38番地、68番地1所在の鉄筋コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建障害者総合福祉センターなつどまり機械室　一棟（11.35平方ﾒｰﾄﾙ）

（34）青森県東津軽郡平内町大字小豆沢字茂浦沢38番地、68番地1所在の鉄筋コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建障害者総合福祉センターなつどまり作業場　一棟（163.85平方ﾒｰﾄﾙ）

（35）青森県東津軽郡平内町大字小豆沢字茂浦沢38番地、68番地1所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建障害者総合福祉センターなつどまり作業場　一棟（157.68平方ﾒｰﾄﾙ）

（36）青森県東津軽郡平内町大字小豆沢字茂浦沢38番地、68番地1所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建障害者総合福祉センターなつどまり作業場　一棟（157.68平方ﾒｰﾄﾙ）

（37）青森県東津軽郡平内町大字小豆沢字茂浦沢38番地、68番地1所在の鉄骨コンクリートブロック造ガラス板葺平家建障害者総合福祉センターなつどまり温室　一棟（150.15平方ﾒｰﾄﾙ）

（38）青森県東津軽郡平内町大字小豆沢字茂浦沢38番地、68番地1所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建障害者総合福祉センターなつどまり物置　一棟（9.93平方ﾒｰﾄﾙ）

（39）青森県東津軽郡平内町大字小豆沢字茂浦沢38番地、68番地1所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建障害者総合福祉センターなつどまり物置　一棟（9.93平方ﾒｰﾄﾙ）

（40）青森県東津軽郡平内町大字小豆沢字茂浦沢38番地、68番地1所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建障害者総合福祉センターなつどまり車庫　一棟（27.66平方ﾒｰﾄﾙ）

（41）青森県東津軽郡平内町大字茂浦字向田55番地、70番地、67番地所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建就労サポートセンターさつき作業所　一棟(117.93平方ﾒｰﾄﾙ）

（42) 青森県青森市緑三丁目3番16所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建ライフサポートあおば事業所　一棟(177.09平方ﾒｰﾄﾙ)

３　その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

４　公益事業用財産は、第36条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

５　基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

第２９条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、青森県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には青森県知事の承認は必要としない。

（１） 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

（２） 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（３） 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を青森県知事に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく青森県知事に届け出るものとする。

　(資産の管理)

第３０条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

３　前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

　(事業計画及び収支予算)

第３１条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

　(事業報告及び決算)

第３２条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

1. 事業報告
2. 事業報告の附属明細書
3. 貸借対照表
4. 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
5. 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
6. 財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

1. 監査報告
2. 理事及び監事並びに評議員の名簿
3. 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
4. 事業の概要等を記載した書類

　(会計年度)

第３３条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

　(会計処理の基準)

第３４条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

　(臨機の措置)

第３５条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第７章

　(種別)

第３６条　この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（１）青森県長寿社会振興センターの事業

（２）日中一時支援の事業

（３）青森県県民福祉プラザ管理運営の事業

（４）居宅介護支援の事業

（５）生活塾の事業

（６）福祉有償運送の事業

（７）放課後子ども教室推進事業

（８）障害者就業・生活支援センター（雇用安定等事業）の事業

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

　　　　　　　　　　　　　　　第８章　解散

　(解散)

第３７条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

　(残余財産の帰属)

第３８条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

　　　　　　　　　　　　　　　第９章

　(定款の変更)

第３９条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、青森県知事の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を青森県知事に届け出なければならない。

　　　　　　　　　　　　　　　第10章

　(公告の方法)

第４０条　この法人の公告は、社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

　(施行細則)

第４１条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

　　　附　則

１　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後、遅滞なく、この定款にもとづき、役員の選任を行うものとする。

　　理事長　　　　迫田　泰章

　　副理事長　　　高杉　正秋

　　理事　　　　　松尾　正輔

　　〃　　　　　　大塚　金久

　　〃　　　　　　後藤　昭

　　〃　　　　　　船橋　茂

　　〃　　　　　　三上　彬太郎

　　〃　　　　　　中山　年道

　　〃　　　　　　江渡　誠一

　　〃　　　　　　桜田　高

　　〃　　　　　　斉藤　ツル

　　〃　　　　　　成田　悟朗

　　〃　　　　　　棟方　朋明

　　監事　　　　　今野　良一

　　〃　　　　　　小笠原　弥一郎

２　第３３条の規定にかかわらず、この事業団の最初の事業年度は、設立の日から、その後の最初の３月３１日までとする。

　附　則（昭和５２年１０月２０日制定）

　この定款は、青森県社会福祉事業団の設立の日から施行する。

　附　則（昭和５３年３月３０日一部改正）

　この定款は、昭和５３年４月１日から施行する。

　附　則（昭和５３年５月２９日一部改正）

　この定款は、昭和５３年５月２９日から施行する。

　附　則（昭和５４年３月２６日一部改正）

　この定款は、昭和５４年４月１日から施行する。

　附　則（昭和５５年３月２７日一部改正）

　この定款は、昭和５５年４月１日から施行する。

　附　則（昭和５９年３月２８日一部改正）

　この定款は、昭和５９年４月１日から施行する。

　附　則（昭和６２年２月３日一部改正）

　この定款は、昭和６２年４月１日から施行する。

　附　則（平成元年５月２４日一部改正）

　この定款は、平成元年９月５日から施行する。

　附　則（平成５年２月１６日一部改正）

　この定款は、平成５年４月１日から施行する。

　附　則（平成５年３月２６日一部改正）

　この定款は、平成５年４月１日から施行する。

　附　則（平成６年３月２５日一部改正）

　この定款は、平成６年４月１日から適用する。

　　　附　則（平成６年３月２４日一部改正）

１　この定款は、平成６年３月２４日から施行し、平成７年４月１日から適用する。

２　改正後の社会福祉法人青森県社会福祉事業団定款第５条第１項の規定に基づき増員により補充された理事の任期は、第７条第１項の規定にかかわらず平成８年３月３１日までとする。

　附　則（平成７年５月３０日一部改正）

　この定款は、平成７年６月１日から施行する。

　附　則（平成８年３月２５日一部改正）

　この定款は、平成８年４月１日から施行する。

　附　則（平成９年３月２５日一部改正）

　この定款は、平成９年４月１日から施行する。

　附　則（平成１０年１月９日一部改正）

　この定款は、平成１０年１月１４日から施行する。

　附　則（平成１１年３月２５日一部改正）

　この定款は、平成１１年４月１日から施行する。

　附　則（平成１４年２月８日一部改正）

　この定款は、平成１４年４月１日から施行する。

　附　則（平成１７年３月２５日一部改正）

　この定款は、平成１７年６月２４日から施行する。

附　則（平成１７年１１月２１日一部改正）

　この定款は、平成１７年１１月２９日から施行する。

　附　則（平成１８年３月３０日一部改正）

　この定款は、平成１８年４月１日から施行する。

　附　則（平成１８年９月２９日一部改正）

　この定款は、平成１８年１０月１日から施行する。

　　　附　則（平成１９年３月２８日一部改正）

１　この定款は、平成１９年４月１日から施行する。

２　この定款の施行の日から平成24年３月31日までの間は、第５条第２項中「理事の互選」とあるのは「青森県知事の指名」と、第23条中「予算」とあるのは「事業計画及び予算」と、「同意」とあるのは「同意を得、かつ、青森県知事の承認」と、第24条第１項中「認定」とあるのは「認定を得、かつ、青森県知事の承認」とする。

　附　則（平成１９年６月１５日一部改正）

　この定款は、平成１９年６月１５日から施行する。

　附　則（平成２０年３月２７日一部改正）

　この定款は、平成２０年４月１日から施行する。

　附　則（平成２２年３月３０日一部改正）

　この定款は、平成２２年４月１日から施行する。

　附　則（平成２３年１２月１３日一部改正）

　この定款は、平成２４年１月２０日から施行する。

　附　則（平成２４年５月２１日一部改正）

　この定款は、平成２４年６月１日から施行する。

　附　則（平成２５年３月１９日一部改正）

　この定款は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年３月２０日一部改正）

　この定款は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年１０月３１日一部改正）

　この定款は、平成２６年１１月１日から施行する。

附　則（平成２６年１２月２日一部改正）

　この定款は、平成２６年１２月２日から施行する。

附　則（平成２８年１２月２２日一部改正）

　この定款は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年３月１３日一部改正）

この定款は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和２年７月１４日一部改正）

この定款は、令和２年７月１４日から施行する。

附　則（令和２年１０月２日一部改正）

この定款は、令和２年１０月２日から施行する。

附　則（令和２年１１月２日一部改正）

この定款は、令和２年１１月２日から施行する。

附　則（令和４年１月１１日一部改正）

この定款は、令和４年１月１１日から施行する。